

## 児童生徒心得

(通学)

### 第1条

- (1) 通学方法については「通学方法に関する届け」によって、校長に届け出る。
- (2) 通学時の服装については、当校が標準として示している通学服、その他の通学服等又は、社会通念上通学にふさわしい私服の中から児童生徒が選択して着用する。
- (3) 身分証明書、学用品等を携帯して通学する。
- (4) 一人で自宅から学校まで安全に通学できる児童生徒または、保護者の支援のもとで通学路の一部を一人で安全に通学できる児童生徒を自力通学の対象とする。自力通学【自力帰省帰舎を含む】をする場合は、本人、保護者が事前に相談を重ね、十分な通学練習を行う。
- (5) 通学に自転車を使用する児童生徒は、安全運転に心がけ、次の各項を守る。また、安全のためヘルメットの着用を強く推奨する。
  - ①自転車点検を行い、学校発行の登録番号シールをつける。
  - ②自転車に鍵をかけ、所定の場所に整頓しておく。
- (6) スクールバス通学に関する細目は、別に定める。（「スクールバス利用等に関する規程」に記載）

(生活一般)

### 第2条

- (1) 欠席、遅刻、早退をするときは、保護者からその旨を事前に担任に連絡する。
- (2) 無断で校外に出ない。
- (3) 学校生活に必要なもの以外は携帯しない。
- (4) 学校の施設・設備及び用具類は大切に扱い汚損しない。
- (5) 学校が行う教育活動以外の目的で、学校の施設・設備及び用具類を使用しない。
- (6) 火気及び危険物の取り扱いは、担当教員の指導を受けて行う。
- (7) 自動車学校への入校については、「自動車学校入校許可願」を学校長に提出し、許可を得る。
- (8) アルバイトに関する細目は、別に定める。（「アルバイトに関する規程」に記載）

(規程等の改定又は廃止の手続き)

### 第3条

- (1) 連合児童生徒会の会員は、児童生徒の意見を集約し、校長に対して学校の規程等の改正や廃止を求めることができる。
- (2) 校長は、前項の規程に基づく求めがあったとき、又は規程等の見直しが必要となったときは、アンケートその他適切な方法で児童生徒や保護者からの意見を聴取するとともに、保護者や地域住民、学校関係者等でその内容について議論するものとする。
- (3) 校長は、保護者や地域住民、学校関係者等での議論を踏まえ、規程等の改正又は廃止について決定するものとする。
- (4) 前項の決定にあたっては、議論の経過及び決定理由について、児童生徒及び保護者に説明をするものとする。